

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和6年3月定例会の審議の結果

組 合 長 提 出 議 案		
番 号	議 案 名 と 内 容	結 果
議案第1号	専決処分の承認を求めることについて(匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について)	承 認
議案第2号	令和6年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について	原案可決
議案第3号	令和6年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦について	原案可決
議案第4号	令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算(第3号)について	原案可決
議案第5号	匝瑳市横芝光町消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第6号	匝瑳市横芝光町消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

令和6年3月定例会

匝瑳市横芝光町消防組合議会  
会議録

令和6年2月19日 開会

令和6年2月19日 閉会

匝瑳市横芝光町消防組合議会

令和6年3月定例

匝瑳市横芝光町消防組合告示第1号

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和6年3月定例会を下記のとおり招集する。

令和6年1月19日

匝瑳市横芝光町消防組合  
組合長 宮内 康幸

記

- 1 日 時 令和6年2月19日（月）午前10時00分
- 2 場 所 横芝光消防署1階（大会議室）

匝瑳市横芝光町消防組合議会 令和6年3月定例会 会議録目次

議事日程	1
出席議員	1
事務局職員出席者	2
地方自治法第121条の規定による出席者	2
開会の宣告	3
議席の指定	3
新規選出議員の紹介	3
会期の決定	3
会議録署名議員の指名	4
出席説明員の承認	4
議案第1号―議案第6号の上程	4
組合長提案理由の説明	4
議案（第1号）の内容説明―質疑	7
議案（第2号―第3号）の内容説明―質疑	8
議案（第4号）の内容説明―質疑	14
議案（第5号）の内容説明―質疑	17
議案（第6号）の内容説明―質疑	18
議案（第1号―第6号）に対する討論	19
議案（第1号―第6号）の採決	19
閉会の宣言	21
署名議員	22

令和6年3月定例会

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和6年3月定例会議事日程

2月19日（月曜日）午前10時00分開会

1 開会の宣言

2 議席の指定

3 会期の決定

4 会議録署名議員の指名

5 議案（第1号－第6号）の上程

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について）

議案第2号 令和6年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について

議案第3号 令和6年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦について

議案第4号 令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第3号）について

議案第5号 匝瑳市横芝光町消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 匝瑳市横芝光町消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

6 組合長提案理由の説明

7 議案（第1号）の内容説明－質疑

8 議案（第2号－第3号）の内容説明－質疑

9 議案（第4号）の内容説明－質疑

10 議案（第5号）の内容説明－質疑

11 議案（第6号）の内容説明－質疑

12 議案（第1号－第6号）に対する討論

13 議案（第1号－第6号）の採決

14 閉会の宣言

出席議員（10名）

議長 石田勝一君

2番 山崎 等君

3番 都祭広一君

4番 椎名勝英君

5番 林 勝也君

6番 秋山忠史君

7番 秋鹿幹夫君

8番 小倉弘業君

9番 市原成一君

10番 川島光男君

---

事務局職員出席者

副主幹 鈴木隆一

主査補 鈴木和久

副主査 鈴木健太

---

地方自治法第121条の規定による出席者

執行部

組合長 宮内康幸君

副組合長 佐藤晴彦君

会計管理者 林 美幸君

消防組合

消防長 土屋 修君

次長 大木利貞君

匝瑳消防署長 北田 忠君

横芝光消防署長 坂田英明君

警防課長 行木幸弘君

△開会の宣言（午前10時00分）

○議長（石田勝一君） 本日、ただいまの出席議員数は、「10名」であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は、成立いたしました。

これより、匠瑛市横芝光町消防組合議会令和6年3月定例会を開会いたします。ただちに、本日の会議を開きます。

---

△議席の指定

○議長（石田勝一君） 日程第1、議席の指定を行います。会議規則第3条第2項の規定により、ただいま、改選議員が着席されている席を本議席と指定します。

---

△新規選出議員の紹介

○議長（石田勝一君） 議案審議前に、匠瑛市議会選出の1号議員、1名の方が、新たに選出されておりますので、御紹介いたします。

議席番号2番 山崎等君

〔議員自己紹介〕

---

△会期の決定

○議長（石田勝一君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますがこれに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日限りと決定いたしました。

---

△会議録署名議員の指名

○議長（石田勝一君） 日程第3、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第79条の規定により議長において、5番議員林勝也君、7番議員秋鹿幹夫君の両名を指名いたします。

会議録署名議員

5番議員 林勝也君

7番議員 秋鹿幹夫君

---

△出席説明員の承認

○議長（石田勝一君） 次に、本定例会に地方自治法第121条第1項の規定による出席者は、御手元に配布いたしました印刷物のとおりであります。

次に、組合長から議案の送付があり、これを受理いたしましたので、御報告いたします。

---

△議案（第1号—議案第6号）の上程

○議長（石田勝一君） 日程第4、日程に従いまして、議案第1号から議案第6号までを一括上程し、議題といたします。

---

△組合長提案理由の説明

○議長（石田勝一君） 日程第5、これより、宮内組合長に提案理由の説明を求めます。

宮内組合長。

◎組合長（宮内康幸君） 皆様、改めましておはようございます。

本日、匝瑳市横芝光町消防組合議会令和6年3月定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にもかかわらず、御参集を賜り、心から感謝申し上げますとともに、日ごろより消防行政に対しまして、格別なる御理解と御協力をいただいておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提案いたします案件は、議案6件でございますが、提案理由の御説明を申し上げる前に、組合長といたしまして、所信の一端を申し述べさせていただきます。

はじめに、本年、元日に石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6、最大震度7を記録した令和6年能登半島地震が発生し、気象庁から大津波警報が発令されるとともに、家屋の倒壊等により多くの方がお亡くなりとなっております。謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、被災された皆様の御健康と被災地の1日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

さて、昨年の本組合の救急出動件数は、過去最多件数を上回り、3,392件、1日当たり、平均9件以上の出動となりました。今後も救急需要は、ますます増加するものと推測されます。

火災では、令和5年は49件と前年と比較しますと、6件減少しましたが、昨年12月に建物火災において、匝瑳市で1名の方がお亡くなりになっております。心より御冥福をお祈りいたします。

また、近い将来に発生が危惧されております、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害への対策も、重要な課題であることから、引き続き関係機関と連携した対策を推進し、対策に万全を期してまいりたいと考えております。

今後も職員が一致団結し、災害件数の更なる減少、消防救急体制の充実等を目指すとともに、様々なニーズに対応した消防体制の構築を図っていくため、本組合では、令和6年度の重点目標を次の3点といたしました。

1点目といたしまして、防災拠点である消防庁舎建設の推進を図ってまいります。消防本部及び匝瑳消防署庁舎建替整備について、匝瑳市横芝光町消防組合消防庁舎建設検討委員会で建替に関する必要な事項等を調査及び検討するとともに建設用地の確保を推進します。

2点目といたしまして、女性職員の活躍推進を図ってまいります。女性職員が安心して働くことができる施設の充実や女性職員の活躍推進に関し、必要な施策の実施及び検討を行ってまいります。

3点目といたしまして、消防力の基盤強化を図ってまいります。消防車両の更新整備を行い、消防力を維持強化するとともに、野栄分署庁舎の改修事業を推進し、防災拠点としての機能強化を図ってまいります。

今後も、管内住民皆様の安心・安全の確保に総力を挙げて取り組んでまいり所存でありますので、引き続き議員各位の御理解、御協力を心よりお願い申し上げます。

それでは、ただいまから提案理由を申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について）

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、一般職職員等の給与を改正するため、関係条例を改正するに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により令和5年12月22日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるため提案いたしました次第であります。

議案第2号 令和6年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について

本案は、令和6年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算を、12億2,907万4千円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第3号 令和6年度匝瑳市横芝光町消防組合 分担金の市町別分賦について

本案は、匝瑳市横芝光町消防組規約第12条第2項の規定により、分担金負担割合を定めるため提案いたしました次第であります。

議案第4号 令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第3号）について

本案は、歳入歳出それぞれ5,639万円を減額し、令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億3,824万9千円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第5号 匝瑳市横芝光町消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、地方公務員の定年引上げに伴う年齢構成の偏りの助長、少子高齢化の進展による救急需要の増加、その他社会環境の変化に対応するため、消防職員の定数の見直し及び所要の条文の整理をいたしたく提案いたしました次第であります。

議案第6号 匝瑳市横芝光町消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、職員のサービスの宣誓に係る宣誓書の押印の見直し及び所要の条文の整理をいたしたく提案いたしました次第であります。

以上をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をいただき、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石田勝一君） 宮内組合長の提案理由の説明が終わりました。

-----

△議案（第1号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君） 日程第6、これより、質疑に入ります。

専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

事務局の内容説明を求めます。

大木次長。

◎大木次長 それでは、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について）について、御説明いたします。

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてお願いするものでございます。

主な改正点につきましては、給料表の引き上げ改定を行うとともに、期末・勤勉手当の年間支給月数の引き上げを行うものです。

まず、給料表の引き上げ改定につきましては、民間給与との格差を解消するため、一般職員の大卒初任給を1万1千円及び高卒初任給を1万2千円引上げ、若年層に重点を置いた給与月額の上上げを行うもので、暫定再任用職員及び会計年度任用職員についても適用されるものであります。

また、期末・勤勉手当の年間支給月数の引き上げにつきましては、民間の支給割合との均衡を図るため、一般職員については、0.1月分、暫定再任用職員については、0.05月分、会計年度任用職員については、0.1月分引上げるものであります。

以上で議案第1号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 事務局の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって議案第1号の質疑を打ち切ります。

---

△議案（第2号―第3号）の内容説明―質疑

○議長（石田勝一君） 議案第2号及び議案第3号は、関連性がございますので、一括議題として質疑に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 御異議ないものと認め、議案第2号 令和6年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について及び議案第3号 令和6年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦についてを一括議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

土屋消防長。

◎土屋消防長 それでは、議案第2号 令和6年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について御説明いたします。御手元の議案第2号予算書の1ページをお開きください。

令和6年度匝瑳市横芝光町消防組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億2,907万4千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2,000万円と定める。

令和6年2月19日提出

匝瑳市横芝光町消防組合

次に2ページから3ページには歳入歳出予算が款項ごとに集計されており4ページには地方債について記載されております。

それでは、5ページ以降の予算説明書を用いて、御説明いたします。6ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書でございますが、始めに、歳入につきまして御説明いたします。1款分担金及び負担金は、本年度予算額11億943万1千円、前年度予算額11億3,303万4千円で、比較としまして2,360万3千円の減額でございます。

2款使用料及び手数料は、本年度予算額40万1千円で前年度と同額でございます。

3款国庫支出金は、本年度予算額1,918万1千円、前年度予算額1千円で、比較としまして1,918万円の増額でございます。

4款県支出金は、本年度予算額1千円で、前年度と同額でございます。

5款繰越金は、本年度予算額100万円で、前年度と同額でございます。

6款諸収入は、本年度予算額86万円で、前年度と同額でございます。

7款組合債は、本年度予算額9,820万円、前年度予算額1億1,100万円で、比較としまして1,280万円の減額でございます。

以上、歳入合計は、本年度予算額12億2,907万4千円、前年度予算額12億4,629万7千円で、比較としまして1,722万3千円の減額となります。

次に、歳出について御説明いたします。7ページを御覧ください。

1款議会費は、本年度予算額13万3千円で、前年度と同額でございます。

2款総務費は、本年度予算額8万3千円で、前年度と同額でございます。

3款消防費は、本年度予算額11億8,096万7千円、前年度予算額11億9,421万9千円で、比較としまして1,325万2千円の減額でございます。

4款公債費は、本年度予算額4,289万1千円、前年度予算額4,686万2千円で、比較としまして397万1千円の減額でございます。

5款予備費は、本年度予算額500万円で、前年度と同額でございます。

以上、歳出合計は、本年度予算額12億2,907万4千円、前年度予算額12億4,629万7千円で、比較としまして1,722万3千円の減額となります。

8ページをお開き願います。歳入につきまして御説明いたします。

1款1項1目分担金は、本年度予算額11億943万1千円で、比較としまして2,360万3千円の減額となります。分担金の内訳については、一般分担金として匝瑳市は6億7,139万4千円、

横芝光町は4億3,402万7千円、また、特別分担金として横芝光町401万円となります。

2款1項1目使用料は、本年度予算額1千円で、前年度と同額です。

2款2項1目手数料は、本年度予算額40万円で、前年度と同額です。

3款1項1目国庫補助金は、本年度予算額1,918万1千円で、比較としまして1,918万円の増額となります。

9ページを御覧ください。

4款1項1目県補助金は、本年度予算額1千円で、前年度と同額です。

5款1項1目繰越金は、100万円で、前年度と同額です。

6款1項1目組合預金利子は、本年度予算額1万円で、前年度と同額です。

6款2項1目雑入は、本年度予算額85万円で、前年度と同額です。

10ページをお開き願います。

7款1項1目消防債は、本年度予算額9,820万円で、比較としまして1,280万円の減額です。

次に、歳出について御説明いたします。11ページを御覧ください。

1款1項1目議会費は、本年度予算額13万3千円で、前年度と同額です。

2款1項1目一般管理費は、本年度予算額5万3千円で、前年度と同額です。

2款2項1目監査委員費は、本年度予算額3万円で、前年度と同額です。

3款1項1日常備消防費は、本年度予算額10億7,487万7千円で、比較としまして1億179万円の増額です。内訳につきましては、1節報酬5万4千円、2節給料4億2,078万9千円、3節職員手当等、2億9,409万1千円。

12ページをお開き願います。

4節共済費1億9,680万7千円、7節報償費11万円、8節旅費112万5千円、9節交際費12万円、10節需用費4,359万2千円で、主な内容に関しましては、消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料などとなります。

13ページを御覧ください。

11節役務費868万3千円で、主な内容に関しましては、各種使用料・手数料・検査料・点検料などです。

14ページをお開き願います。

12節委託料1,489万9千円で、各種委託料などです。

15ページを御覧ください。

13節使用料及び賃借料1,654万1千円で、各種業務で使用するものの、使用料、借上料などです。

16 ページをお開き願います。

17 節備品購入費 660 万 4 千円で、各関係部署における備品購入費です。

18 節負担金, 補助及び交付金 7, 123 万 1 千円で、各種負担金などです。

18 ページをお開きください。

26 節公課費 23 万 1 千円で、自動車重量税 9 台分です。

19 ページを御覧ください。

2 目消防施設費は、本年度予算額 1 億 609 万円で、比較としまして 1 億 1, 504 万 2 千円の減額です。内訳につきましては、12 節委託料として野栄分署庁舎大規模改修設計業務委託 1, 584 万円、17 節備品購入費として災害対応特殊化学消防ポンプ自動車 9, 025 万円を計上しております。

4 款 1 項公債費につきましては元金利子の合計で本年度予算額 4, 289 万 1 千円で、比較としまして 397 万 1 千円の減額です。内訳としまして 1 目元金は 3, 880 万円、2 目利子は 409 万 1 千円を計上しております。

5 款 1 項 1 目予備費は、本年度予算額 500 万円で前年度と同額です。

以上、令和 6 年度予算の一般会計予算のあらましです。20 ページから 29 ページは給与費明細書となります。職員数や給料、各種手当等を記載しております。時間の都合上、説明は省略させていただきます。

次に、債務負担行為に関する調書について、御説明いたします。

30 ページをお開き願います。ちば消防共同指令センター指令システム更新に伴う調書となります。限度額を 1 億 5, 006 万 2 千円とし、令和 6 年から 8 年で支出を予定しており、財源内訳として地方債 1 億 1, 240 万円、一般財源として 3, 766 万 2 千円を計上しております。

次に、地方債の見込み額について御説明いたします。31 ページを御覧ください。

地方債は、記載のとおり普通債でございます。前々年度末現在高は、6 億 137 万 5 千円、前年度末現在高見込額 6 億 6, 665 万円となります。当該年度中の起債見込額は、9, 820 万円で、当該年度中元金償還見込額は、3, 880 万円となり、当該年度末現在高見込額 7 億 2, 605 万円となります。

以上で議案第 2 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 3 号 令和 6 年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦につきまして御説明いたします。それでは、別表 1 の分担金一覧表を御覧ください。常備消防費の総額 12 億 2, 907 万 4 千円の財源内訳及び、両市町の分担金内訳を示しております。分担金内訳のうち一般分担金算出方法につきましては、次の別表 2 に記載しております。人件費、その他の常

備消防費、議会費にそれぞれ案分率を乗じたものの計から特定財源を差し引いた金額が両市町における一般分担金となり、匝瑳市 6 億 7,139 万 4 千円、横芝光町 4 億 3,402 万 7 千円と算出されます。案分率につきましては、別表 4、5 を御参照頂ければと存じます。次に、特別分担金算出方法につきましては、別表 3 に示しておりますが、特別分担金は横芝光消防署庁舎建設事業に係るものであり 401 万円を横芝光町に負担していただくこととなります。

以上で議案第 3 号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

都祭広一君。

◆ 3 番議員（都祭広一君） それでは、議案第 2 号で 1 点、御質問させていただきます。歳入の方なんですけど、今回、国庫支出金の中で、8 ページ、国庫補助金の中で、緊急消防援助隊の設備整備補助金というところで、1,918 万 1 千円が計上をされています。冒頭、宮内市長からも色々、災害の備えというお話がありました。非常に重要なことだと思いますが、この補助金の充当先ですね、支出に関して、どこにこの項目を充当されているのかだけ教えていただければと思います。

○議長（石田勝一君） 大木次長。

◎大木次長 ただいまの都祭議員の御質問にお答えさせていただきます。8 ページに記載されます国庫支出金ですけれども、緊急消防援助隊設備整備補助金ですけれども、これは 19 ページに記載されております、令和 6 年度に新たに災害対応特殊化学消防ポンプ自動車 I 型を更新するにあたり、国の補助金ですか、緊急消防援助隊設備整備補助金っていうのを活用することができます。これは国の緊急消防援助隊に登録することによって活用できます。以上でございます。

○議長（石田勝一君） 都祭広一君。

◆ 3 番議員（都祭広一君） 説明ありがとうございました。今、御説明がありましたこの補助金ですけれども、これは、単年度のみなんですか。これからも申請が必要なのか、それとも毎

年こうしたことが補助金として支給されるのかどうか、わかりましたら教えていただけないでしょうか。

○議長（石田勝一君） 大木次長。

◎大木次長 ただいまの都祭議員の御質問にお答えさせていただきます。この補助金につきましては車両更新に伴って、補助金を活用させていただいております。車両更新に伴った補助金としまして、国の補助金、これは緊急消防援助隊に登録するものです。あと、県補助金がございます。広域応援隊に登録することで、補助金を活用することができますので、更新する際、補助金を活用しながら更新させていただいております。以上です。

○議長（石田勝一君） 都祭広一君。

◆3番議員（都祭広一君） はい、ありがとうございます。設備、備品の整備、非常に活用できるということで理解いたしました。必要な装備の充実に努めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（石田勝一君） 他に質疑ありませんか。

山崎等君。

◆2番議員（山崎等君） 都祭議員からの関連としましてですね、この化学車、何年現在まで使用されてますか。

○議長（石田勝一君） 行木警防課長。

◎行木警防課長 ただいまの山崎議員の御質問にお答えさせていただきます。25年になります。以上です。

○議長（石田勝一君） 山崎等君。

◆2番議員（山崎等君） 大体決まってると思うんですけど、大体20年なんですか、こういう車

両つていうのは。

○議長（石田勝一君） 大木次長。

◎大木次長 ただいまの山崎議員の御質問にお答えさせていただきます。更新につきましては各消防本部で違うと思います。当消防組合では、救急車両については10年、消防車については20年、救助工作車、化学車については25年更新となっております。以上でございます。

○議長（石田勝一君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですのでこれをもって、議案第2号及び議案第3号の質疑を打ち切ります。

---

△議案（第4号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君） 議案第4号 令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

事務局の内容説明を求めます。

大木次長。

◎大木次長 それでは、議案第4号 令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。御手元の議案第4号補正予算書の1ページをお開きください。令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,639万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,824万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

令和6年2月19日提出

匠瑤市横芝光町消防組合

組合長 宮内 康幸

2ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入1款分担金及び負担金、1項分担金につきましては、補正前の額12億8,137万6千円、補正額は7,474万1千円の減額で、補正後は、12億663万5千円であります。5款1項繰越金は、補正前の額100万円、補正額は、1,835万1千円の増額で、補正後は1,935万1千円であります。以上、歳入合計は、補正前の額13億9,463万9千円、補正額は、5,639万円の減額で、補正後は、13億3,824万9千円となります。

次に、歳出の3款1項消防費は、補正前の額13億4,256万1千円、補正額は、5,769万1千円の減額で、補正後は、12億8,487万円であります。4款1項公債費は、補正前の額4,686万2千円、補正額は、130万1千円の増額で、補正後は、4,816万3千円あります。以上、歳出合計は、13億9,463万9千円、補正額は、5,639万円の減額で、補正後は、13億3,824万9千円となります。

3ページを御覧ください。第2表継続費補正について御説明いたします。継続費補正につきましては、令和3年度から令和5年度の3か年で事業を進めております、横芝光消防署庁舎建設事業に係るものでございます。近年続く、資材価格の高騰等により、請負代金額に係る、契約変更をするに当たり、令和5年度の事業費について、1億4,834万円の増額をお願いいたしましたが、5,023万9千円の不用額が生じたため、継続費の減額補正をするものでございます。

継続費補正書を御覧ください。令和5年度の補正前の年割額は、3億5,702万円、補正後の年割額は、3億678万1千円あります。補正前の3か年の総額は、12億3,569万2千円、補正後の総額は、11億8,545万3千円となります。

7ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書に基づき、歳入から御説明いたします。

1款分担金及び負担金は、補正前の額12億8,137万6千円、補正額は、7,474万1千円の減額で、12億663万5千円でございます。

5款繰越金は、補正前の額100万円、補正額は、1,835万1千円の増額で、1,935万1千円でございます。

以上、歳入合計は、補正前の額 13 億 9,463 万 9 千円、補正額は、5,639 万円の減額で、13 億 3,824 万 9 千円でございます。

8 ページをお開きください。歳出について御説明いたします。

3 款消防費は、補正前の額 13 億 4,256 万 1 千円、補正額は 5,769 万 1 千円の減額で、12 億 8,487 万円でございます。

4 款公債費は、補正前の額 4,686 万 2 千円、補正額は 130 万 1 千円の増額で、4,816 万 3 千円でございます。

以上、歳出合計は、補正前の額 13 億 9,463 万 9 千円、補正額は 5,639 万円の減額で、13 億 3,824 万 9 千円でございます。

9 ページを御覧ください。歳入の内訳について御説明いたします。

1 款 1 項 1 目分担金は、補正額 7,474 万 1 千円の減額で、12 億 663 万 5 千円でございます。市町それぞれの内訳は、匝瑳市は、1,179 万 3 千円の減額、横芝光町は、特別分担金を含め 6,294 万 8 千円の減額でございます。

5 款 1 項 1 目繰越金は、補正額 1,835 万 1 千円の増額で、補正後は 1,935 万 1 千円でございます。補正増額につきましては、令和 5 年度 5 月末の出納閉鎖時の残金を繰越したものでございます。

10 ページをお開きください。歳出の内訳について御説明いたします。

3 款 1 項 1 目常備消防費は、補正額 146 万 2 千円の減額で、9 億 7162 万 5 千円でございます。内訳につきましては、2 節給料 240 万 5 千円の減額ですが、職員の変動等に係るものでございます。

3 節職員手当等 200 万円の減額ですが、特殊勤務手当及び住居手当の減額に係るものでございます。

4 節共済費 396 万 4 千円の増額ですが、主に、職員共済組合一般負担金で、職員の給与改定に伴うものでございます。

8 節旅費 24 万 7 千円の減額ですが、主に、救助大会（関東・全国）へ職員を派遣することができなかったことによるものです。

18 節負担金、補助及び交付金 77 万 4 千円の減額ですが、各学校研修、講習等で、職員を派遣することができなかったことによるものです。

11 ページを御覧ください。2 目消防施設費ですが、補正額 5,622 万 9 千円の減額で、3 億 1,324 万 5 千円でございます。内訳につきましては、10 節需用費 80 万円の増額ですが、横芝光消防署の完成に伴う落成式典に要する概算費用を計上するものでございます。11 節役務費 153 万 1

千円の減額、12節委託料106万4千円の減額ですが、どちらも事業内容の精査により不用額が生じたものでございます。

14節工事請負費5,023万9千円の減額ですが、横芝光消防署建設工事について、物価の変動に伴う請負代金額の最終的な変更額を算定し、請負代金額に係る契約変更を行った結果、不用額が生じたものでございます。

17節備品購入費419万5千円の減額ですが、横芝光消防署新庁舎で使用する、各種備品購入に伴う入札、見積合わせ等の執行により不用額が生じたものでございます。

4款1項公債費、1目元金ですが、補正額6万6千円の増額で、4,579万1千円でございます。2目利子は、補正額123万5千円の増額で237万2千円でございます。増額の要因としては、横芝光消防署建設事業に係る借入額の貸付、金利引き上げによるものでございます。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって、議案第4号の質疑を打ち切ります。

---

△議案（第5号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君） 議案第5号 匠瑳市横芝光町消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局の内容説明を求めます。

大木次長。

◎大木次長 それでは、議案第5号 匠瑳市横芝光町消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。現在の本組合における職員定数は、平成19年4月における匠瑳市横芝光町消防組合職員定数条例の改正以降、令和7年3月31日までの間、110人とな

っております。また、近年における少子高齢化の進展に伴う救急需要の増加、災害の激甚化・頻発化、消防指令業務の共同運用化、地方公務員の定年引上げ、女性消防吏員の活躍推進等、本組合を取り巻く社会環境等の変化により、職員定数に係る様々な課題が顕在化していることから、職員定数を133人に改正し、消防力の維持、強化を図りたいと考えております。

以上で議案第5号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

山崎等君。

◆2番議員（山崎等君） この件につきましては、先ほどの全員協議会である程度の説明を頂戴しているところでございますが、ちょっと気付いた点で、今、千葉の指令センターに1名ですか、2名ですか、派遣されてると思うんですけども、これは定数の中に含まれる形でよろしいんですか。御回答をお願いします。

○議長（石田勝一君） 大木次長。

◎大木次長 ただいまの山崎議員の御質問にお答えさせていただきます。現在、消防組合では、ちば消防共同指令センターへ2名、職員を派遣しております。その職員につきましては、消防本部総務課に籍を置き、派遣という形をとっておりますので、定数内という考えでございます。以上でございます。

○議長（石田勝一君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって、議案第5号の質疑を打ち切ります。

---

△議案（第6号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君） 議案第6号 匠瑳市横芝光町消防組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局の内容説明を求めます。

大木次長。

◎大木次長 それでは、議案第6号 匠瑳市横芝光町消防組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

本案は、国等における行政手続きに係る押印の見直し状況を踏まえ、職員の服務の宣誓に係る宣誓書の押印を見直すとともに、各条文の文言を整理するものです。

以上で議案第6号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で、質疑を終結いたします。

---

△議案（第1号―第6号）に対する討論

○議長（石田勝一君） 日程第7、これより、討論に入りますが、ただいまのところ、討論の通告がありません。

よって、討論を省略して、これより採決に入ります。

---

△議案（第1号―第6号）の採決

○議長（石田勝一君） 日程第8、これより、議案の採決をいたします。

○議長（石田勝一君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匠瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について）

本案について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり承認されました。

○議長（石田勝一君） 議案第2号 令和6年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について  
本案について

原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（石田勝一君） 議案第3号 令和6年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦に  
ついて

本案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（石田勝一君） 議案第4号 令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第  
3号）について

本案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（石田勝一君） 議案第5号 匝瑳市横芝光町消防組合職員定数条例の一部を改正する条

例の制定について

本案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（石田勝一君） 議案第6号 匝瑳市横芝光町消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

---

△閉会の宣言

○議長（石田勝一君） 本臨時会に付議された事件は、全て議了されました。

ここで、一言御挨拶申し上げます。

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和6年3月定例会に当たり、長時間にわたる慎重な御審議、御理解ある、御協力をいただきましたことに対し、深く感謝申し上げます。

皆様方におかれましては、御自愛の上、一層の御活躍をされますことを御祈念申し上げ、御挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

これにて、匝瑳市横芝光町消防組合議会令和6年3月定例会を閉会いたします。

△午前11時00分 閉会

署名

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 3 月 15 日

議長 石田 勝一

議員 林 勝也

議員 秋鹿 幹夫